平成29年度 第1回石狩市都市計画審議会

会議日時:平成29年7月24(月) 10時00分~

会議場所:石狩市庁舎5階 第1委員会室

出 席 者:三津橋委員、氏家委員、岡本委員、堀委員、加藤委員、鈴木委員、中村委員

事務局長:清水建設水道部長

事務局:佐藤建設総務課長、青木建築住宅課長、伊藤ごみ・リサイクル課長、米原主査、木本主

查、稲垣主查、茶木主查

傍 聴 者: 2名

<佐藤課長>

定刻となりました。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、石狩市都市計画審議会にご出席をいただきま して、誠にありがとうございます。

本審議会の進行を務めます、建設水道部建設総務課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお 願いいたします。

この4月から建設総務課が都市計画審議会の事務局となりましたので、よろしくお願いいたします。

本日の審議に入らせていただく前に、本審議会の構成、任期について簡単にご説明させていた だきます。

本日お集まりの委員の皆様は、本年6月30日の任期終了に伴う審議会委員の改選により、新たに決定させていただきました。委員の構成ですが、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」に規定する基準に従い、石狩市都市計画審議会条例において規定しており、学識経験者、市議会議員、北海道の職員、本市の住民で構成し、委員の数は10人以内としております。また、任命期間は「同条例第2条第3項」で2年としており、今期の任期は、平成29年7月1日から平成31年6月30日までとなっております。なお、委嘱状につきましては、本来、7月1日付けでお渡しさせていただくべきところでございますが、本日は、テーブルの上に置かさせていただいております。恐れ入りますが、これをもって、交付に代えさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会に際し、田中委員、井田委員、野田委員より欠席される旨の申し出がございました。本日の出席者は委員10名のうち7名であり、「石狩市都市計画審議会条例第5条第1項」に 規定する委員の二分の一以上の出席となりますことから、会議は成立していることをご報告いた します。

事務局からの説明は以上でございます。

これより審議会の開催ということで、本来でありましたら、会長から開会宣言をいただくところでありますが、本日は、会長が決まっておりませんので、代わりに建設水道部長の清水から開会の宣言をさせていただきます。

<清水部長>

これより、「平成29年度 第1回 石狩市都市計画審議会」を開催いたします。

<佐藤課長>

それでは、委員改選後初めての審議会の開催にあたりまして、白井副市長より、ご挨拶を申し あげます。

<白井副市長>

改めておはようございます。副市長の白井でございます。市長に代わりましてご挨拶をさせて いただきます。

平成29年度第1回石狩市都市計画審議会の開催にあたりまして、それぞれご多忙のところお集まりいただき、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、日頃から本市の都市計画行政にご理解、ご協力を賜り、改めてお礼を申し上げる次第であります。また、この度は、何かとご多用のところ、本審議会委員の就任を、快くお引き受けいただきました、重ねてお礼申し上げるところであります。

さて、現在、本市におきましては、平成27年に策定いたしました「第5期石狩市総合計画」に基づきまして、市民が「このまちに住み続けたい」、市外の方々が「このまちに住みたい」と思う、「魅力あるまち」であり続けられるよう、30年先の目指すまちの姿に向けた、様々な取り組みを行っているところでございます。

都市計画につきましては、これまで、市街地の土地利用の見直しを行うなど、社会情勢の変化に対応してきているところでありますが、人口減少や高齢化が今後も進む中にあって、持続可能な都市を構築していくためには、さらなる土地利用の見直しに加え、都市機能に係る総合的な計画の検討が必要であると考えているところであります。

このような中、都市計画審議会は、将来に向けた「都市づくり」を検討する上で、非常に大きな役割を担っていただくこととなるものと考えているところであり、委員の皆様のご負担も大きいものと存じますが、これからの2年間、本市に対しましてご意見、ご助言を賜りますよう、お願い申し上げる次第であります。

委員改選後、初の会議ということでございまして、市長に代わりご挨拶をさせていただきました。今後ともよろしくどうぞお願い申し上げます。

<佐藤課長>

副市長につきましては、このあと他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

【 副市長 退席 】

<佐藤課長>

それでは、次第に従い、次は審議会の「会長」の選出を行いたいと思いますが、これに先立ち、 次第に基づきまして仮議長を選出し、議事を進めていきたいと思います。

仮議長の選考の方法につきましてご提案いただきたいと存じます。

《「事務局一任」の声》

<佐藤課長>

「事務局一任」との声がございました。ありがとうございます。それでは事務局の方から提案

させていただいてよろしいでしょうか?

《「異議なし」の声》

<佐藤課長>

それでは、事務局案といたしまして、三津橋委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、よろ しいでしょうか。

《「異議なし」の声》

<佐藤課長>

三津橋委員、よろしくお願いいたします。

<三津橋議長>

仮議長のご指名をいただきました、三津橋でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、審議会次第4番目の「会長」の選出を行いたいと思います。

会長の選出につきましては、「石狩市都市計画審議会条例第4条第1項」で、「学識経験のある ものにつき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める」とされております。 立候補、あるいは推薦という手法があろうかと思いますが、いかがでしょうか?どなたか、立候 補なさる方はいらっしゃいませんか。

<三津橋議長>

立候補なさる方がいらっしゃらないようですので推薦というかたちをとりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは私の方から推薦したいと思います。経験豊富な岡本委員を推薦したいと思いますが、 よろしいでしょうか。

《「異議なし」の声》

<三津橋議長>

それでは、会長に岡本委員と言う事ですが、岡本委員いかがでしょうか。

【岡本委員 了承 】

<三津橋議長>

皆さん、ご異議はございませんか。

《「異議なし」の声》

<三津橋議長>

ご異議がないとのことですので、会長には「岡本浩一」委員が選出されました。

これより先は、会長が議事進行することとなっておりますので、それでは、岡本会長よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

北海学園大学の岡本です。この度は会長に選出していただきありがとうございます。経験豊富という切り口でご紹介いただきましたけれど、まだまだお役に立てていない部分もあるのではないかなと思いますので、皆様方のお力もお借りしながら、石狩市民の皆様のためになる都市計画審議会を進行して行けたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、会長代理を指名したいと思います。「石狩市都市計画審議会条例第4条第3項」に、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、職務を代理する」となっておりますので、会長代理として「三津橋委員」をご指名したいのですが、三津橋委員いかがでしょうか。

【 三津橋委員:承諾 】

<岡本会長>

ありがとうございます。三津橋委員、よろしくお願いいたします。

この度、委員改選により、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆さんに 自己紹介していただきたいと思います。

三津橋委員より順次お願いいたします。

<三津橋委員>

商工会議所の会頭をしております三津橋でございます。名簿を見ると一番古くなったのですね。 古いだけで、あまり力になっておりませんが一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願い いたします。

<氏家委員>

石狩市農業協同組合常務理事の氏家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

<堀委員>

おはようございます。石狩市議会議員の2名枠の中の1名の堀弘子です。どうぞよろしくお願いいたします。

<加藤委員>

市議会では総務常任委員会に所属しております、加藤でございます。どうぞよろしくお願いい たします。

<鈴木委員>

鈴木いずみと申します。石狩市に来て9年目となるのですけれども、空気もおいしく、食べ物 もおいしく、よい所で、何か少しでもお役に立てることがないかと思いまして、参加させていた だいております。どうぞよろしくお願いいたします。

<中村委員>

公募の中村と申します。よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

はい、委員の皆様どうもありがとうございました。 続きまして、事務局の皆様、自己紹介をお願いいたします。

<清水部長>

おはようございます。本審議会の事務局長で建設水道部長の清水でございます。どうぞよろし くお願いいたします。

<佐藤課長>

建設総務課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

<米原主査>

建設総務課計画担当主査の米原と申します。よろしくお願いいたします。

<木本主査>

建設総務課計画担当主査の木本と申します。よろしくお願いいたします。

<青木課長>

建築住宅課長の青木でございます。よろしくお願いいたします。

<茶木主査>

建築住宅課建築指導主査の茶木と申します。よろしくお願いいたします。

<稲垣主査>

建築住宅課建築指導主査の稲垣です。よろしくお願いいたします。

<伊藤課長>

本日の議案の関係で説明員として来ております、環境市民部ごみ・リサイクル課長の伊藤と申 します。よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

はい、有り難うございました。

それでは、審議に入りたいと思います。まず、本日の議題について、事務局から説明をお願い したいと思います。よろしくお願いいたします。

<佐藤課長>

それでは、議題についてでありますが、本日は、北海道知事から付議されました「札幌圏都市計画区域(石狩市)における建築基準法第51条ただし書きの規定によるその他処理施設の敷地の位置について」のご審議をいただきます。その後「(仮称) 石狩市都市骨格方針 の策定について」のご説明をしたいと考えております。

なお、本日は、北海道知事付議案件の説明員として、先ほどご挨拶させていただきました、建築住宅課長、ごみ・リサイクル課長が出席しておりますが、ごみ・リサイクル課長は付議案件終 了後、退席をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

それでは、審議に入って行きます。

本日の議題は、次第にありますとおり、「6」の北海道知事から本審議会に付議された案件で、「札幌圏都市計画区域(石狩市)における建築基準法第51条ただし書きの規定によるその他処理施設の敷地の位置について」と、その後、「7」の事前説明案件の「(仮称) 石狩市都市骨格方針の策定」に関する議論を行いたいと思います。

始めに、次第6番について、事務局から説明をお願いします。

<茶木主査>

建築住宅課建築指導担当主査の茶木でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、北海道知事から本審議会に付議されております、建築基準法第51条ただし書の規 定による「その他処理施設の敷地の位置について」説明をさせていただきます。

なお、施設の内容等につきましては、ごみ・リサイクル課長の伊藤からも補足をさせていただ きます。

始めに許可申請の理由についてご説明いたします。

平成12年に許可を受け使用してきた破砕処理施設が老朽化し、更新が必要となりました。

設置場所が前回と異なることから、同社所有の敷地内であっても新たな許可が必要となったものです。

北海道知事は本審議会の答申内容等を踏まえて許可を行うこととなります。

それでは、本件申請施設の概要についてご説明いたします。

本計画の申請者は株式会社鈴木商会です。札幌市に本社を置く家電製品や自動車などのリサイクルを行っている会社でございます。

石狩市には、昭和57年に新港中央3丁目に石狩事業所を開設し、現在まで事業を行っております。

事業計画ですが、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法による廃家電を処理 する施設を更新するものです。

これまで許可を受け使用してきた破砕処理施設が老朽化し、修理費の増大やリサイクル率の低下が懸念されることから、更新が必要となりました。

処理作業を継続的に行いたいことから、すでに建築基準法第51条ただし書の許可を取得している敷地の西側にある、同社所有の敷地に施設を設置することにより、新たな許可の取得が必要となったものです。

なお、処理する廃家電は、これまでと同様、家電4品目の内、テレビを除く、エアコン、冷蔵 庫、洗濯機の3品目です。

申請の場所ですが、石狩市新港中央3丁目746番1、746番2、747番、749番1の敷地です。

交通の面では、道道 2 2 5 号小樽石狩通と国道 2 3 1 号に近接する交通至便地区にあります。 この地域は、都市計画により、市街化区域に指定され、用途地域は工業専用地域です。

また、石狩湾新港地域土地利用計画においては、産業廃棄物処理施設等を集約するユーティリティー地区として位置付けている地区になっております。

この工業専用地域は、積極的に工業生産の利便を推進すべき地域で、申請敷地周辺も工場等が多く存在する地域になっています。

また、住宅や共同住宅、物品販売業を営む店舗などは建築できない地域です。

申請敷地から300mの範囲内には住宅は無く、産業廃棄物処理業などの10社の企業が事業を行っています。

青い線で囲まれている敷地が、現在破砕処理施設のある敷地で、緑色に塗られた施設が既存の 破砕処理施設です。

この施設は平成12年に建築基準法第51条の許可を受け、事業を行ってきましたが、今回申請の破砕処理施設設置まで稼動し、後地利用については現在申請者で検討しているところです。

赤い線で囲まれた敷地が今回の申請敷地で、黄色に塗られた所が、今回申請の破砕処理施設の 設置場所です。

処理の対象物や処理量もこれまでと同程度ですが、今回は新たな敷地に破砕処理施設の設置を することから、許可の申請をするものです。

なお、破砕処理能力は、これまでの旧施設は98t/日でしたが、今回申請の新施設は48t/日と、ほぼ半分程度となります。

作業の手順を既存施設の例でご説明いたします。

廃棄物は前面道路から敷地内に搬入され、まずは事前選別棟で冷媒として使用されるフロンが 回収されます。ここで回収・保管されたフロンは、専門業者に搬出され、処理されます。このう ち特定フロンはオゾン層の破壊、温室効果に繋がり、また、代替フロンはオゾン層を破壊はしま せんが、二酸化炭素の100倍から10,000倍の温室効果があるため、法に基づき適正に処理 することとなっています。前処理を終えた廃棄物は、破砕処理施設の投入口まで車両運搬され、 コンベアで破砕処理施設に送られます。この破砕処理施設で廃棄物は破砕され、手選別・風力選 別・磁力選別の各工程を経て、プラスチック、非鉄、断熱材、鉄などの資源に再資源化されます。

今回の計画では、西側の敷地に新規の破砕処理施設を設置する計画ですが、作業手順に関しては既存とほぼ同じ流れになります。

こちらは、ひとつ前のスライドで使用した写真をまとめたものです。

環境面に関しましては、平成12年6月及び平成29年1月、申請者が「廃棄物の処理および 清掃に関する法律」、いわゆる「廃掃法」の規定に基づき、周辺地域の生活環境に関する調査・予 測を行いました。

その結果、予測数値が目標数値を下回っていることを確認しています。

計画敷地周辺は工業専用地域で、住宅は建設できず、周辺住民に対する計画の説明及び同意の必要はありませんが、申請者は、平成28年12月から平成29年3月にかけ、申請者が敷地から300mの範囲の企業10社に対し自主的に計画の説明をし、同意を得ております。また、地

元の自治会組織「札幌臨海工業団地自治会」からの同意も得ています。

その他の環境保全対策といたしまして、破砕処理施設の稼動にあたっては、「機械整備の励行」 「不適正廃棄物投入の防止や、高負荷運転の抑制」を、廃棄物運搬車両の走行につきましては「制 限速度の遵守、低速走行の呼びかけ」、「分散通行の要請」を実施する計画となっております。

改めて、申請内容の確認項目についてですが、平成12年の許可時点とほぼ同様の項目・内容 となっています。

一つ目に、用途地域が工業専用地域で、工場や倉庫などを誘導している地区であり、また、石 狩湾新港が国からリサイクルポートの指定を受け、石狩市として、将来的な土地利用計画上も支 障がないこと。

二つ目として、申請敷地周辺は、住宅や学校、病院の建築を禁止し、実際に、敷地の周辺から 300mの範囲には住宅や学校、病院などの施設はなく、住民への生活環境への影響はないこと。

三つ目、周辺環境の欄で、お配りした資料では、環境問題「を」としておりましたが、スライドでは環境問題「は」になっております。申し訳ございません。申請者は、破砕処理施設を平成12年に許可を受け稼働しており、また、昭和57年の石狩事業所の事業開始以来、これまで騒音や振動等の環境トラブルを発生させたことはありません。本破砕処理施設の更新による、処理内容や交通量に大きな変更はありませんが、処理能力をほぼ半分にダウンさせた新規施設の導入により、騒音や振動による周辺環境影響が一定程度低下するものと思われること。

四つ目として、施設設置にあたり、北海道公害防止条例及び石狩市公害防止条例に基づく特定 施設の届出がされ、周辺への環境保全対策が検討されていること。

以上のことから、本申請案件については、都市計画上支障がないものと考えています。 申請から処分までの流れでございます。

表は、産業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設の2段になっておりますが、同じ廃家電であっても、家電小売店に持ち込まれた廃家電は産業廃棄物に該当し、市民が直接処理施設に持ち込んだ廃家電は一般廃棄物に該当します。

このため、本申請は北海道知事の許可にあたり、北海道都市計画審議会と石狩市都市計画審議会の議を経ることとなり、本審議会は表下段の一般廃棄物処理施設の流れになります。

申請者からは12月12日付けで事前協議の申請が提出されております。

また、3月27日には本申請が提出され、これを受け7月7日に北海道知事から、本審議会の 会長に本日の案件が付議されているものであります。

本日の本審議会におきましては、敷地の位置について審議をいただき、審議の結果について北 海道知事に答申することとなっております。

なお、北海道都市計画審議会は7月20日に開催されており、北海道に問い合わせたところ、本案件について、「北海道の都市計画上支障がない」旨の答申が出たことを電話で確認しております。今後、北海道知事はこれら及び本審議会の答申内容を踏まえ、可否の処分を下すことになります。

こちらは、建築基準法第51条を抜粋したものでございます。内容については、次のスライドでご説明いたします。

建築基準法第51条の内容を表にしたものでございます。

公共性の高い施設は、主に上の表の都市計画決定となり、産業廃棄物処理施設としては、北海 道都市計画審議会の議を経て北海道が、一般廃棄物処理施設としては市町村都市計画審議会の議 を経て、市町村が許可します。 このように都市計画決定の場合は、北海道と石狩市の両方の許可が必要となります。

今回申請のございました施設は、民間の事業者が所有する施設であり、民間事業者については、 将来事業を終了させることも考えられますことから、建築基準法第51条ただし書による許可を 得て取り進めるのが一般的となっているため、先ほどご説明したとおり下の表の区分となったも のです。

私からの説明は以上でございます。

<岡本会長>

説明ありがとうございます。

かなり細かく、丁寧に説明していただきましたけれども、委員の皆様、何かご意見、ご質問等 はございますでしょうか?

<加藤委員>

三点お伺いいたします。

1点目、今回のこの諮問で答申されました後、順調にいっていつから稼動する計画なのか、予定をお尋ねします。

2点目、先ほどの説明の中でもありましたが、今までの施設について、今後のありかたを検討中ということでしたけれども、基本的には施設そのものは解体するということになるのでしょうか。

3点目、先ほど周辺環境につきまして、今まで環境問題は生じていないという報告でしたが、 周辺でなくて工場内部で今まで事故とか発生しているのかどうか、分かる範囲で結構ですのであ りましたらお尋ねしたいと思います。

<茶木主査>

1点目の新しい施設の稼動時期につきましては平成30年8月1日を予定しております。

2点目の既存施設を壊すのかどうかというお問い合わせでございますが、あくまでも集ってきました廃家電の処理を継続して行いたいということから、新しい施設が稼動後、既存施設は壊すということまでは事業者のほうで決定しているものでございます。ただ壊したあとの跡利用は事業者で検討中とのことです。

3点目の周辺環境ではなく会社内部での事故について、過去に例がないかというご質問でございますが、内部の事故についてはこちらの方で把握している事故等はございません。

<加藤委員>

2点目について、もう一回確認させていただきます。解体するところまでは、決定しているということで、その後については、検討中ということでよろしいですね。

<茶木主査>

はい、そのとおりです。

<中村委員>

建築基準法やら土地利用計画、生活環境、全部クリアしているので問題はないのでしょうけど、

市民風車がありますよね。既存敷地から申請敷地へ移行してここへ建てるとなれば、市民風車にだいぶ近くなりますが、この風車への影響はないのでしょうか。

<茶木主査>

風車につきましては、既存の施設よりもかなり近い位置になってございますが、申請者のほうからも市民風車に対して説明を行いまして、また、周辺環境についても影響がないという測定結果となっております。

<堀委員>

申請地は現在、鈴木商会の堆積場として使っているところでしょうか。道路1本挟んで向かいというところでよろしいでしょうか?

それと、12ページのところで廃掃法で生活環境影響調査を平成12年と平成29年に実施しているのですけれども、これはこの法律によってこれだけの期間が空いて実施しているということなのでしょうか。これ以外に行わなくてはならないということは無いと思って良いのかどうか、そのことをお聞きします。

また、処理量が98 t/日から48 t/日になるということですが、能力ダウンしたのはこれだけの物が入って来る予測の元にダウンしたと考えてよろしいでしょうか。

それと、先ほども加藤委員から旧施設を解体することは確認をしているということですが、私この施設を見てきたのですが、かなり大きな施設で、こういう施設なので頑丈でなくてはならないということはあると思いますが、この施設を解体するってことは大変なことだと思っていて、同じこの建設部の中で、石狩市の空き家対策とかも考えられていると思いますが、このような工場の解体がスムーズに進むような方向にもっていくべきと思っております。諮問されたことに対して意見を言う審議会なので、そこまで踏み込んだ話にはならないと思いますが、石狩市のまちづくりの観点から、解体までのスケジュールをきちんと市のどこかに報告することが必要だと思います。以上の点についてお伺いします。

<茶木主査>

申請敷地につきまして、1点目のご質問でございますが、スライドを見ていただきたいのですが、赤い四角で囲まれた敷地の黄色の部分に新しい施設を設置する計画でございまして、新施設の下に斜めの線、ハッチしてある網掛けの部分がございますが、こちらが新しい建物、建築物になっております。その建築物の中に新しいプラント、処理施設が設置される計画となっております。既存施設が青色の線で囲まれた敷地でございますので、道路の向かい側の敷地となっております。

次の2番目の平成12年と平成29年に調査を行ったのはどのような根拠に基づくものかというご質問ですございますが、建築基準法51条の許可をとるにあたり、事前に廃掃法の規定により調査をすることになっておりまして、それに基づく調査でございます。

続きまして3番目の廃棄物処理施設の能力が減るということについてのご質問ですが、もともとの処理施設が自動車も破砕するための大型のプラントでございまして、能力が多すぎるという問題もありまして、老朽化のほかにそういった問題もありましたことから、今後入って来る処理量を検討した結果、今回の48t/日の計画となっております。

最後4番目の解体することをきちんと担保すべきであるというご提案につきましては、市としま

しても北海道とともに、事業者に対して、解体スケジュールは今回の審議会だけでなく今後についても注意深く打合せしながら取り進めて参りたいと考えています。

<堀委員>

先ほどの廃掃法のところの生活影響調査のところですけれども、平成12年、平成29年というと17年、間が開いているのですけれども、これだけ間をおいて良いものだと思って良いのですか。また、この廃掃法でいうと、この施設というのは、その他の処理施設の生活環境影響調査手法の破砕選別施設というところの調査内容で良いのか確認させてください。

<茶木主査>

今回の環境影響調査報告でございますが、破砕処理施設を設置するにあたり事前に調査する趣旨のものでございまして、あくまでも施設を設置することによる周辺環境への影響の調査でございます。

<堀委員>

北海道に意見を提出するときに、付帯意見としてでも良いので、旧施設の解体について石狩市が担保できるようなもの、決定した場合には速やかに報告するということだとか、必要なことだと思うので、ぜひ考えていただけたらと思います。

<三津橋委員>

壊さなくてはいけないのですか。

<堀委員>

解体は決まっているということなので。

<三津橋委員>

基本的には個人のものですから、建築基準法に違反していれば壊さなきゃならないけど、別立 てで、別敷地でやるわけでしょう。壊さなくても良いと思いますよ。

<堀委員>

解体は決まっているとおっしゃっていたので。

<三津橋委員>

タイムスケジュールも何も、10年後に壊しますでも決定は決定ですよね。ですから、違法ではないから壊さなくても良いのではないでしょうか。壊す必要は無いですよね。法律に違反しているのであれば別ですよ。民間事業者が行うことですから、10年後に壊しますといっても、タイムスケジュールを出しているわけでは無いから、10年後に壊しますと言っていても良いのではないかと思いますが。

<岡本会長>

仕組みとしては、確かに三津橋委員のおっしゃるとおりですね。ただ、全体のまちづくりの話

としては、空いたまま動いていないのに廃墟のように残っているのは印象として良くないとこだ と思うので、付帯意見として書く場合、表現を考えないといけないけれども、特に民間の持ち物 なので、その辺は工夫しないといけないと思いますが配慮すべきことだと思います。

<岡本会長>

他にありますでしょうか。

<岡本会長>

それでは、他に意見が特に無いようですので、先ほどご指摘のありました点を配慮して、それ 以外の全体としては、都市計画上、支障はないということで整理させていただきたいと思います が、よろしいでしょうか?

《「異議なし」の声》

<岡本会長>

それでは、そのように北海道知事に答申したいと思います。

先ほどいただきましたご意見を踏まえ、慎重に文案について検討しますが、私に任せていただくと言うことでよろしいでしょうか?

《「異議なし」の声》

<岡本会長>

ありがとうございます。

<佐藤課長>

それでは、ごみ・リサイクル課長につきましてはこれで退席させていただいてもよろしいでしょうか。

《会長了承》

<伊藤課長>

それでは、失礼いたします。

【ごみ・リサイクル課長退席】

<岡本会長>

それでは、次、次第の7番の事前説明案件について、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

<佐藤課長>

私から、「(仮称) 石狩市都市骨格方針」の策定について、ご説明させていただきます。説明に

あたりましては、皆様のお手元に配付してあります資料をご覧いただきたいと思います。

この「(仮称) 石狩市都市骨格方針」でございますが、これは本年度より策定に取組む複数の計画の総称でございまして、本市の将来の都市・緑・住宅の整備の方向性を示す、新たなマスタープランとなるもので、今後20年間に関する計画です。

これから策定が進みますと、パブリックコメントや都市計画審議会への諮問を行なう計画でもございますので、現段階における情報提供をさせていただきたいと考えております。

さて、現在、本市で策定しております、国土交通省所管の長期計画であります「石狩市都市マスタープラン」、「石狩市水とみどりの基本計画」、「石狩市住生活基本計画」が平成32年及び平成33年に計画を満了しますことから、新たな計画の策定が必要となっております。

さらに、国土交通省から、これら3計画と関連が強く、人口減少と高齢化が進む中で、居住者の生活を支えるサービスの提供の維持など、持続可能な都市の構築を目指した「立地適正化計画」の策定が求められているところでございます。

このため、本市ではこの機会を捉えて、これら国土交通省所管の4つの計画を同時に策定することにより、統一性・整合性を図った、都市整備に係る一つの計画又は方針に見立て、これを「(仮称) 石狩市都市骨格方針」として策定に着手したところであります。

計画の対象区域につきましては、3市村合併後の本市全域を網羅するものであります。ただし、 立地適正化計画については、法律により都市計画区域内に限定されております。

次に、「都市骨格方針」の計画期間につきましては、概ね20年間とする予定であります。これは都市骨格方針を構成する計画のうち、「都市計画マスタープラン」、「石狩市水とみどりの基本計画」「立地適正化計画」の標準的な計画期間でもあります。

なお、「住生活基本計画」につきましては、資料には計画期間を10年と記載しております。これは国や道の上位計画が10年を一区切りで策定されていることに従っているものでございます。このような状況も考慮して「石狩市都市骨格方針」では「住生活基本計画」も目標年次は他の計画と同じ概ね20年間としながらも、上位計画の改定の内容により中間見直しを行うなどして柔軟に対応していくといったところも検討中でございます。

次に、策定スケジュールについては、本年度中に、都市構造の分析などを経て素案を作成いたします。平成30年度は、地域や関係団体などへの説明を行います。平成31年度については、計画案を作成し、パブリックコメントや本審議会への諮問を経て、決定してまいりたいと考えております。

次に、資料裏面をご覧ください。

計画の策定にあたり配慮すべきポイントとして、「石狩PRIDE」と個別のキーワードを列挙 してございます。

「石狩プライドの実現」とは、これはお手元に今日配付しております、「第5期総合計画」に掲げているところでございますが、市民が目指すまちの将来像の実現に向けて取組むことにより、まちへの愛着や誇りを育みながら暮らす、といった意味合いがございます。

従いまして、計画策定にあたっては市民の誇りを醸成できるよう配慮するとともに、本市が「日本海オロロンライン」の入り口に位置すること、また、「道央都市圏」における本市の役割を明確化した上で、今後想定される課題に対し、持続可能な都市運営システム構築に向けて検討してまいります。

次に計画の取りまとめ・構成のイメージですが、「都市骨格方針」を構成する個別計画ごとに冊子にするのか、個別計画を全て1冊に統合するかも今後検討してまいります。ただし、全ての計

画のメインタイトルを「石狩市都市骨格方針」とし、各々の個別計画内容に合わせたサブタイトルをつけまいりたいと考えております。

資料下段にも記載してありますとおり、例えば個別計画ごと冊子で分ける場合は「第1編」「第 2編」に、個別計画を 1 冊に統合する場合は「第1章」「第2章」としてまいります。例えば、個別計画ごとに冊子にする場合は、「都市マスタープラン」であれば、メインタイトルは「石狩市都市骨格方針」、サブタイトルを「第1編 都市計画の方針(石狩市都市マスタープラン)」とします。「水とみどりの基本計画」では、メインタイトルはあくまで「石狩市都市骨格方針」、サブタイトルを「第2編 緑の方針(水とみどりの基本計画)」とします。他の計画も同様にして全体を構成することにより、互いに補完し合い、より今後の方向性を明らかにできる効果があると考えております。

また、計画期間中に見直しが必要となった計画は該当する編、章のみ見直し、差替えることで 最新の都市骨格方針を維持していけるものと考えているところでございます。

なお、策定の所管でありますが、石狩市住生活基本計画につきましては建築住宅課が、その他 の計画については建設総務課がそれぞれ主体となり連携して策定いたします。

最後に、この4つの計画について簡単に説明させていただきます。

まず、「都市マスタープラン」でございます。

都市マスタープランは、都市計画法を根拠といたしまして、総合計画の目指すべきまちの将来像のうち、主に土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設について、基本的な方向性を示す役割を担っております。したがって、用途地域の変更や道路・公園の配置など、具体の都市計画の決定・変更につきましては、この都市マスタープランに沿った形で行われることになります。

現在の計画は、20年後の目指すべき将来の姿への取り組みとして平成13年に策定され、合併後の中間見直し、平成25年3月ですが、それから総合交通体系方針の部分見直し、これは平成27年2月、これらを経て現在に至っております。

次に、「水とみどりの基本計画」でございます。

水とみどりの基本計画は、都市緑地法を根拠といたしまして、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進を図るため、石狩市の水と緑に恵まれた環境を「守り」、「育て」、「親しむ」の3点に「市民がつくる水とみどり」を加えた基本方針のもと、水とみどりの保全・創出に取組む姿勢を明らかにしたものでございます。

現在の計画は、都市マスタープランと目標年次を合わせ、同じ20年後とし、平成13年に策定され、合併後の中間見直し、平成25年3月でございますが、これを経て現在に至っております。

次に、「住生活基本計画」でございます。

平成18年6月に制定されました「住生活基本法」に基づきまして、国は「住生活基本計画」、 北海道は「北海道住生活基本計画」を策定しておりまして、石狩市住生活基本計画は、この国や 北海道の計画と基本的な部分の整合を図り、平成24年3月に目標年次を平成33年度とし、本 市の住宅施策に関する基本計画として策定されてございます。

最後に、「立地適正化計画」でございます。

これは、都市再生特別措置法を根拠といたしまして、新たに策定するものでございます。「都市マスタープランの高度化版」として位置付けられるもので、その背景についてご説明いたしますと、多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み、市街地が広がってきましたが、今後は急激な人口減少が見込まれます。拡大した市街地のままで人口が減少し、居住の密度が低くなれば、

一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来 困難になりかねない状況となります。また、社会資本の老朽化が急速に進展しており、これらの 対応も当然求められるようになります。

こうした状況に対応するため、自治体の特徴を踏まえ20年後の都市の姿を展望し、策定する 計画が「立地適正化計画」です。

この計画の対象範囲は「都市計画区域内」でございまして、この計画区域内には人口減少と高齢化に対応するため、市街地には「居住誘導区域」を定めます。この「居住誘導区域」とは、「人口の減少を可能な限り食い止めるための地域」でございますが、これらの地域をネットワークで結び、地域を維持するととともに、公共交通なども維持していく「コンパクト・プラス・ネットワーク」について検討することが重要なポイントと考えているところでございます。

以上、説明は終わりますが、資料にお示しした策定スケジュールに沿って、本審議会のご審議 をいただきながら作業を進めてまいりたいと考えております。

また、まだ検討段階ではございますが、この4計画の骨子を作成するプロセスにおいて、庁内 ワーキンググループの立ち上げなども必要ではないかと考えております。その際は本審議会の委 員の皆様にアドバイザー的にご参加いただきたいとも考えているところであります。この件につ きましては、その際に改めてご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い いたします。

私からは以上でございます。

<岡本会長>

ありがとうございます。

かなり意欲的な取り組みの事前説明かと思いますけれども、委員の皆様、ご質問、ご意見等は ございますでしょうか?

<清水部長>

補足させていただきます。今日、ご説明した内容は非常にボリューム感があって内容もきめ細かい内容となっております。それをコンパクトに説明したのですけど、補足したいのが最初に出てきます「(仮称) 石狩市都市骨格方針」、このネーミングにあたっての考え方ですが、全国どこを探しても恐らく都市骨格方針なるもののネーミングはございません。今回私ども石狩市がこの4つの計画、この4つの計画は全国どこにもございますし、普通はこの4つの計画を4つの課でバラバラに、バラバラの年次で策定するっていうのが一般的でございます。そのような中で佐藤課長から説明させいただいたように、3つの計画が同時に見直さなければいけないというタイミングにあって、新たに制度化されました立地適正化計画を一緒にしてしまおうと、4つのことを一緒にするのにそれにふさわしい一つの言葉で表現するのが、これから市民の方々に説明するにも分かりやすいのではないかという趣旨で、まだ仮称でございますけれども「石狩市都市骨格方針」というネーミングの中で皆さんがイメージしていただけると、大きな方向性そんな細かいこと規定するよりはもっとみんなが共通して分かるようなものになってほしいという思いを込めてこのネーミングにしたところでございます。

<岡本会長>

私のほうから1点よろしいでしょうか。

今年だと思うのですけれども、空家等対策計画が始まったと思うのですが、それによって地域を決めて空き家の取扱いの方向性を明示すると、除却とか活用に対して補助金が入ると、そのような仕組みだったと思うのですけれども、今年から始まった計画であるとは思いますが、このことも含みで考えていかれるような想定はなされているのでしょうか。

<佐藤課長>

まず、空き家の活用だとかそういった部分で行けば、これをどう絡めていくかっていうのはあるのですが、実際住宅街などで高齢化が進んだり人口減少が進んで発生する空き家、こういったものに対して空き家を購入して、購入する方々に助成をしたり、リフォームや子育でですとかそういったことに助成額を加算する、黙っていればスカスカになってしまうような市街地を、空き家を活用することによって人を呼び込む、そういったことにつきましては、今回の実績でいきますと活用してくれる方が札幌市から来てくれる方ですとか、20代30代のご利用の方が多いですとか、一定の成果が見えている部分はございます。これから立地適正化ですとか居住の誘導だとかを進めていく上では、今進めている計画なども非常に有効な手段ではないかと考えているところでございます。

<青木課長>

空家対策に関する特別措置法に基づいて、石狩市においては昨年度「空家等対策計画」を策定しておりまして、それに基づいて一定の補助メニューを用意したり、空き家の利活用にも取り組むべき計画になっております。その空家等対策計画の元となる計画には住生活基本計画において、一定の政策を行うべきだというような触れ方になろうかと思っております。一定程度の実施レベルの計画としては空家等対策計画が別に存在していて、そちらではそちらでの取り組みの具体的な取り組みを実際行っているのが現状でございます。

<岡本会長>

つまり、住生活基本計画と立地適正化計画の実施、実行部隊として空き家対策が動いていくような位置づけになると。

<青木課長>

そうなりますね。

<鈴木委員>

「策定コンセプト」の中の、4計画を4分冊か1冊にするかということですが、これは形になったものを市民にお配りするようなものになるのか、それ以外の用途に使用するのか教えてください。

< 佐藤課長>

都市計画のマスタープランで行きますと、例えば街の中の都市計画道路をどのように作ろうですとか、公園をどのように配置しようですとか、市街地、住宅地をこういった開発が、昔であれば市街地の開発を進めますよとか、方針的なものを作っておきませんと都市計画を決めるときのマスタープランとしてそういったものがないと先に進めないのですよね。そういったことで将来

像を決める部分で、作っておくものなのです。ですから配布するか配布しないかとなると、市民と行政とが一緒になって街を作っていくものですから、当然皆様にもご覧いただくような形にはします。今ありますのが、都市計画マスタープランや緑のマスタープランですとかが冊子にはなっております。ただ、これは20年前に作って、当時はいろんな希望・未来など色々凝縮した中で、結構実現が難しいようなことも書いてあったのですが、今この状況になりまして作りますと、中々ばら色の未来みたいのは書けない部分もございますので、20年後に見直すことで今回作るのですが、大きく一冊にするかそれともシンプルに合冊にするかは、これから検討して行きます。また、皆様にもお配りといいますか市民の皆様と共有して行きますので、皆様のお手に取れるようにしたいと思います。

<清水部長>

補足させていただきます。これを考えたときに、2ページの表をご覧願います。一番右側に資 料編というのがありまして、これの意味が4つの計画に共通しているものを1つにすればボリュ ームが減るのではないという考え方です。それを行うことによって、統一的な分析結果や、石狩 のまちはこうだよ、現状はこうだよ、課題はこうだよ、こういうまちが良いよねというような、 共通パーツをここに括れるのではないか。そうすることによって、それぞれの4計画の書き出し が市民の人に見ていただくときに、すぐ結論が見える形ができるのではないかというイメージを 持っております。これは確定ではございませんけども、できるだけ一つ一つが文献のような形に なると市民の人がなかなか結局何をしたいのかを、全体の半分以上行かないと分からないという のが今までの計画でした。そのようなことから、市民にとって見ればなじみの薄い、市民にとっ てあんまり関係のない計画と認識されてたんじゃないかと。ですから、今回、これを取り組むに あたり、なるべく前の現状課題をできるだけ1冊にまとめることと、それに基づいて4つの計画 をどう進めるのかもっと先の話、結論に近い話から書いていけば、それぞれが相当薄くできるし、 市民の方にとって、非常にわかりやすい計画になるのではないかと思っております。その中で先 ほど佐藤課長が説明したように、1冊ずつわける方法もありますし、4冊を重ねる、厚さにもよ りますけれども、相当薄ければ1冊になるでしょうし、その辺は今後皆さんとご議論しながら決 めていきたいと思っております。

それともう一つ全体の話で補足なのですが、今回この4つの計画を進めるにあたり、去年1年間、部の中で、あるいは、市役所内部で相当勉強会を開いて、その結論としてコンパクトにまとめております。やはり手探り状態な部分がございまして、常に考えながら進めていこうということで、今日お示ししたスケジュールについてもかなりアバウトというか大雑把な示し方をさせていただいております。進めていく中で、いろいろな関係者と何回もフィードバックしながら意見交換しながらいかないと、本当にただ計画を作ることが目的化してしまう、今までのような二の舞になりかねないものですから、そこをきっちり企業の方、市民の方に理解してもらえるような計画になって欲しいということもありまして、今回はきっちりスケジュールを決めないで、3年間でどんな大筋でいこうかってことでスタートを切ったところでございます。

<鈴木委員>

ぜひ市民の方、これから市民になりたいという方にとって魅力的な計画にしていただければと 思います。

<堀委員>

20年前に都市マスを作るときに、かなりワークショップを開いて市民参加もたくさんあって、概要版みたいなものが 4 冊作られて配られたのですが、そこらへんでいうと見やすさはあったと思うし、市民の人たちが意見を言う場所、決まる前の段階で意見を言う場所がかなりあったと思います。ただ、今回はこの見直しということもあって、素案にしてそれを話すというか検討する場所となっていくので、でも意見交換は 30年度にしていくということなので、そういう場所で反映されていくのかなとは思うのですけど、2ページで言うと計画の構成イメージで言うと、一番上の第 1 編の都市計画の方針があって、公園と緑地、居住と商業に丸がついてないのですけれども、私は 4つの計画を 1 本、横棒通るのが一番上の都市マスタープランと思っていたのですが、あくまでも石狩プライドが横棒になっていくという考え方なのでしょうか。そこがまだイメージが付かなかったもので、お伺いします。

<清水部長>

今のご質問の部分で、計画の構成イメージの部分ですが、丸が抜けている部分は、全く触れないということではなくて、折角4つの計画を同時に作ろうということですから、主としてここに受け持っていただこうという趣旨で、全体の作りこみについては今後検討の余地があるかと思います。

石狩プライドの部分でございますが、私ども都市計画を進めるにあたっては総合計画の考え方を最大限に尊重することが重要でございますので、石狩プライドで言っているところの部分をうまく計画の中に盛り込めたらいいなと思っております。その書き込みの部分を、具体的にはまだ頭の中でまだ固まっておりませんけれども、常に意識するのはこの重要ポイントを意識した中で、最終的にこの計画に落とし込めたら良いと思っております。

それと今までの計画はどちらかと言えば下からの積み上げと言いますか、緑と公園はこうしたい、都市計画はこうしたいという下からの積み上げる考えでいたのですけれども、今回は、昨年からの勉強会ではもっと大きなところから、北海道の中の石狩市の役割はどうだろうとか、もっと俯瞰して、高い位置から見て、上から最終的に4つの計画に落としていくような形にすれば、石狩市の骨格となる方針が見えて来るのではないかと思っておりまして、もしかするとまだ確定ではございませんが、4つの計画に落としていく部分は必要最小限度の表現にとどまる可能性もあるなと、要するに重要な部分を見せるために、一般的に当たり前にやらなければいけないところを省いてしまうというか、例えば花を植えましょう、木を植えましょうとか、あたり前のことをたくさん羅列してしまいますと、どれが重要なことか往々にして分からなくなることが多かったので、この地区はこれとこれはやっていかなくてはいけないという、これは都市計画だけではなく、この地区は農業をやる、農業と観光に力を入れるというような部分をきっちりと決めて、その中で都市サイドとしてやれることは落とし込んでいく、この4計画でやれるころを落とし込んでいったらどうかなと、勉強会の中で議論しているところでございます。

<加藤委員>

人口比率から石狩の場合は花川地域が核になるのは承知の上でお聞きします。

第3編、第4編あたりにおきましても、当然対象区域は石狩川から以北は対象になっておりませんし、先ほどの説明では住民とは離れた計画ではないと言っていましたけど、これがはっきりしてしまうと厚田区・浜益区あたりの人口減少とか過疎に拍車をかけるようになる懸念が心配さ

れるのと、逆に農家の空き家もそうですし、市街地の空き家でも新規就農や勤めを探している方が利用したり、芸術家の方も結構入ってきていて、空き家の活用には今までも十分貢献してきているし、これからもその可能性があるので、そのあたりをうまく盛り込んで欲しい。これは希望でしかないので、実際人口は少ないのはこれはどうしようもない事実なので、そのあたりは要望として、取り入れていただけるようお願いします。

<清水部長>

今後、厚田・浜益も含めて具体的なものをイメージできるように検討して、お示しするタイミングが来ると思うのですけれども、恐らく今要望されたことは厚田区・浜益区の大きなビジョンが決まれば、当然にして入って来る内容かなと思ってお聞きしておりました。厚田・浜益地区においては花川と違いまして、その働く雇用のレベル感、一次産業や観光産業が中心という形の中で、工場誘致をするとか、その労働者を集めることは中々、加工場は別ですが、難しい中で、一次産業とか観光ということになれば、加藤委員がおっしゃられた、まさに住むところはどうするのだというテーマ、当然考えていく部分につながって行きますので、ご意見をいただいた件については当然検討していかなればいけないことと思っております。

<加藤委員>

付け加えたいのですが、就業については厚田区であったら、新港までは十分通勤可能な範囲内です。ただ、全体的には人口減少によって、今路線バスが減便に次ぐ減便をしている。はっきり言って用を足さないような状況になりつつあるので、足の確保が、まだ車の運転をしている世代は良いですけれども、それができなくなると、高齢者は免許を返納とかいうけど、実際病院も通えない買い物も行けないということになると矛盾している訳ですよね。そのあたり、まず足の確保を特に石狩川以北は一番重点に考えていただきたい。

<清水部長>

今加藤委員がおっしゃられたことは非常に重要でございまして、佐藤の方からも先ほど「コンパクト プラス ネットワーク」というお話をさせていただいたところですが、その「ネットワーク」というのがまさに交通問題、全国的に人口密度が減ってく中で地域をどう維持していってそれをつなぐ手段としての公共交通機関をどう守っていくのか非常に重要だと言われてまして、まさに厚田、浜益については重要なテーマになろうかと思います。

もう一つ、コンパクトの部分については、首都圏を除いて人口密度がどんどん減ってきている、 市街地の拡大は事実上無理だという中で、今までのように平均的に考えていると全部の人口密度 が減ってしまう、そうなると先ほどの公共交通機関自体が無くなってしまう、それを避けるため にどっか拠点のところには人が減らないようにしましょうと、拠点拠点を結ぶところでの交通ネ ットワークを維持できるようなことを考えましょうというのが「コンパクト プラス ネットワ ーク」の基本的な考え方ですので、先ほど申しました交通の問題、それとコンパクトについては 人口密度を減らさないために立地適正化計画という新しい計画の元、集めるゾーンを決めましょ うというのが今後重要なポイントになるかと思います。集めようというのは、居住誘導区域を設 定しますというお話をさせていただいたところでございますが、そのエリアから外れる場合には 届出制にして、大きな施設、アパートとかそういった建物は広く分散して建つのではなくコンパ クトにしたい所に来ていただきませんかというお話をさせていただくと、その区域から外れる場 合には届出をしていただく仕組みが出てきます。そういった部分でコンパクトをしながらネット ワークをつなげていくというのが、この4計画のベースに流れる部分かと思います。

<岡本会長>

具体的な話とかそれぞれの計画の中身にも関係するようなアドバイスを頂戴したり貴重なご意見いただいたと思うのですけども、それぞれの方針を決めたり計画を決めたりする時には、外部の有識者等々からもご意見を伺うのでしょうし、そちらの考え方のまとめの段取りもあるでしょうから、そういうのも踏まえて全体が組み上がっていくと、それを節目節目で都市計画審議会の方でもご報告いただいて、気になる点があればブラッシュアップしていく、そんなスタイルで進めていくという形でご認識いただいてよろしいでしょうか。

<堀委員>

進めるにあたって、この委員会に学識経験者がいらっしゃって、それぞれに色んな経験を積んできていらっしゃるところで言うと、この委員会の委員会条例の中に特別専門委員会をおくことができるというふうになっているのですが、この計画策定のためにこの学識経験者の人が専門委員会を作ることは可能ですか。

<清水部長>

可能です。ですが、現時点においてアイデアを持ち合わせておりませんので、それも含めて今後検討していきたいと思います。市役所内部の組織検討体制もまだ固まっていなくて、庁内ワーキンググループをもし設置したならばそこにアドバイザーとして学識経験の方から意見をいただく、直接会議に参加していただくというよりは、そのやりとりや資料をどんどんフィードバックさせていただいてそこでご意見いただいて反映していくことを考えておりますので、ご提案のありました専門委員会も、今後それがうまくはまるようであれば検討していきたいと思っております。

<堀委員>

分かりました。

<岡本会長>

よろしいでしょうか。これで本日予定していた案件についての審議を終わりたいと思いますが、 事務局から、何か連絡等はありますか?

<佐藤課長>

1点ございまして、議事録の作成方法など確認させていただきたいのですが、市では「石狩市 行政活動への市民参加の推進に関する条例」に基づきまして、「審議会等ガイドライン」を策定し ております。これを受けまして、本審議会における「議事録の作成方法」、「確認・確定方法」、「傍 聴者からの感想・意見の提出方法」の3点の取扱いにつきまして、従前の本審議会で取決めをし ております。

1点目の「議事録の作成」は録音による全文筆記とし、2点目の「確認・確定方法」については、「会長と、会長が指名した委員」によりおこなうものとし、3点目の「傍聴者からの感想・意

見の提出方法」につきましては、出された意見等を、次回の審議会の冒頭でご報告することとしております。今期の審議会でも従前の方法で行いたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声》

<岡本会長>

今ご説明をいただいた内容で異議が無いということなので、そのように取り進めさせていただ きたいと思います。

これを受けまして、今回の議事録の「確認・確定」については、会長の私と、三津橋委員で行いたいと思います。

《 三津橋委員 了承 》

<岡本会長>

それでは、長い時間、貴重なご意見等をいただいて、とても有意義な時間だったと思います。 誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

平成29年 9月 1日 議事録確認

会長 岡本浩一

_ 委 員 三津橋 昌 博